

# 花巻市まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成19年10月22日(月)午後2時

場所 花巻市役所本館3階 301会議室

辞令交付

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 説 明

まちづくり基本条例制定に関する基本的事項について

5 委員長及び副委員長選出

6 報 告

(1) まちづくり基本条例検討市民会議による提言内容について

(2) 職員プロジェクトチームによる検討結果について

7 協 議

策定委員会条例素案について

8 閉 会

## 花巻市まちづくり基本条例策定委員会委員名簿

	区 分	所属・役職等	氏 名	備 考
1	第1号委員	岩手大学准教授	藤 田 公仁子	花巻市総合計画審議会 委員長
2	知識経験を 有する者	岩手県立大学教授	高 橋 秀 行	
3		富士大学教授	藤 田 康 雄	
4		第2号委員	花巻農業協同組合常務理事	佐 藤 公 治
5	公共的団体 から推薦さ れた者	花巻商工会議所専務理事	赤 津 征 男	
6		花巻市校長会副会長	照 井 善 耕	
7		花巻市地域婦人団体協議会会長	平 賀 喜代美	
8	第3号委員	花巻市男女共同参画審議会会長	佐々木 典 正	
9	その他市長 が必要と認 める者	花巻市まちづくり基本条例検討 市民会議委員長	丸 山 暁	
10		花巻市まちづくり基本条例検討 市民会議副委員長	猿 舘 祐 子	
11		花巻市まちづくり基本条例検討 市民会議委員(起草委員会委員長)	佐 藤 建	

(敬称略)

## 花巻市まちづくり基本条例策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 花巻市まちづくり基本条例(以下「条例」という。)の制定にあたり、専門的かつ多角的な検討を行い、条例素案を策定するため、花巻市まちづくり基本条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、花巻市まちづくり基本条例検討市民会議及びまちづくり基本条例検討職員プロジェクトチームの意見を踏まえ、条例素案をまとめ、市長に提言する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的な団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員委嘱の日から市長への提言が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 9 月 3 日から施行する。